

一般社団法人愛媛県剣道連盟

【定 款・規 程 集】



【剣連奨励マーク】

目 次

定 款

第 1 章	総 则	1
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 章	社員(代議員)及び会員	1
第 4 章	総 会	2
第 5 章	役 員	4
第 6 章	理 事 会	5
第 7 章	資産及び会計	6
第 8 章	定款の変更及び解散	7
第 9 章	公告の方法	7
第 10 章	事 務 局	7
第 11 章	雑 则	8
第 12 章	付 则	8

規程集

【愛媛剣連規則第1号】

会員の入会、登録、会費等に関する規則（定款第3章関係）	10
-----------------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第2号】

役員の選任、報酬等に関する規則（定款第3章関係）	17
--------------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第3号】

総会及び理事会に関する規則（定款第4章及び第5章関係）	20
-----------------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第4号】

資産及び会計に関する規則（定款第7章関係）	21
-----------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第5号】

事務局の組織及び運営に関する規則（定款第10章関）	23
---------------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第6号】

旅費に関する規則（定款第11章関係）	25
--------------------	-------	----

【愛媛県連規則第7号】

事務決裁に関する規則（定款第11章関係）	26
----------------------	-------	----

【愛媛県連規則第8号】

専門委員会に関する規則（定款第11章関係）	28
-----------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第9号】

表彰、祝賀及び顕彰に関する規則（定款第11章関係）	30
---------------------------	-------	----

【愛媛県連規則第10号】

葬祭等に関する規則（定款第11章関係）	36
---------------------	-------	----

【愛媛剣連規則第11号】

奨励振興事業に関する規則（定款第11章関係）	38
------------------------	-------	----

剣道称号・段級位審査規定

第 1 章	総 则	39
第 2 章	称号の審査	42
第 3 章	段位の審査	43
第 4 章	称号および級位の返上等	46
第 5 章	雑 则	46

剣道称号・段級位審査実施要領

.....	48
-------	----

公認審判員制度運営規定

.....	52
-------	----

一般社団法人愛媛県剣道連盟定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 愛媛県剣道連盟 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を 愛媛県松山市 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、剣道の奨励と発展を図り、剣道理念を広く普及させ、愛媛県民の生活文化の向上に寄与するとともに会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 剣道の理念に基づく修練の研究と指導
- (2) 剣道講習会の開催及び指導者の養成
- (3) 加盟団体の育成強化
- (4) 剣道大会の開催
- (5) 各種大会への選手の選考と派遣
- (6) 剣道の段級位審査及び付与並びに称号取得候補者の推薦
- (7) 剣道に関する調査研究及び広報並びに資料収集
- (8) 機関誌その他刊行物の発刊
- (9) 会員の表彰及び物故者の慰靈に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は愛媛県下において行うものとする。

第 3 章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 代議員 愛媛県下の地域又は職域で組織された各剣道団体に所属し、当該団体から選出された19歳以上の個人であって、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 一般会員 愛媛県下の地域若しくは職域又は高等学校で組織された各剣道団体に所属する個人であって、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (3) 団体会員 愛媛県下の地域若しくは職域又は高等学校で組織された各剣道団体であつて、この法人の目的及び事業に賛同して入会した団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労があった者であって、理事会において別に定める基準に基づき社員総会の決議をもって推薦された者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の代議員及び団体会員になろうとする者は、理事会が別に定める方法により申込をし、その承認を受けなければならない。

2 この法人の一般会員になろうとする者は、理事会が別に定める方法により申込をすることによりその資格を取得する。

(会員の義務)

第7条 会員は、この定款において定める事項又は理事会若しくは総会において決議された事項を遵守しなければならない。

(経費の負担)

第8条 代議員、一般会員及び団体会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費等に関する規則に基づく額（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費等を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総代議員が同意したとき。
- (4) 破産手続開始決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (6) 次条の規定により除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第30条の規定に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により代議員を除名したときは、当該代議員に対し、除名した旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員が第1項各号に定める事由に該当するに至ったときは、理事会の決議により除名することができる。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の1週間前までに、代議員に対して必要事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議決権の代理行使)

第19条 代議員は、他の代議員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 第1項の代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるとこ

ろにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代議員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第 5 章 役 員

(役員)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、5名以内を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規定により、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する他の理事の任期の満了する時までとする。

- 5 理事又は監事が任期の満了又は辞任によって退任したことにより、第24条に定める員数に満たなくなる場合には、当該理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(特別役員)

第31条 この法人に、任意の機関である特別役員として、名誉会長、名誉顧問、相談役及び顧問並びに審議員を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人の重要事項につき、会長の諮問に応える。

- 3 名誉顧問及び顧問は、この法人の重要事項につき、会長の相談に応じるとともに理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

- 4 相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

- 5 特別役員の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 6 第28条第1項及び第3項並びに第30条の規定は、特別役員にも準用する。

(役員の親族制限)

第32条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を明らかにしたうえで、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 雜則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和4年3月31日までとする。

2 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員 愛媛県松山市針田町155番地2

俊野徹人

同 愛媛県松山市久万ノ台1210番地3
白石武平太

3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 俊野徹人

同 白石武平太

同 藤岡涉

同 大城戸功

同 村上高志

同 大西敏彦

同 黒下敏男

同 田邊重義

同 寺沢知志

同 高橋剛

同 近藤英俊

同 白石學

同 白石將人

同 高市晃次

同 遠藤寛弘

同 佐伯和洋

同 中川一則

同 清水由章

同 河野吉昭

同 菊池新八

同 鈴木文博

同 松浦慎哉

同 青野藤壽

同 濱田豊彦

同 白砂善太郎

同 清家權一

設立時代表理事 愛媛県松山市針田町155番地2

俊野徹人

設立時監事 野間敬二郎

宍戸弘志

伊勢田誠

以上、一般社団法人愛媛県剣道連盟設立のため、俊野徹人他1名の定款作成代理人である司法書士永田功二は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年3月12日

愛媛県松山市針田町155番地2
設立時社員 俊野徹人
愛媛県松山市久万ノ台1210番地3
設立時社員 白石武平太

上記設立時社員俊野徹人他1名の定款作成代理人

愛媛県松山市三番町一丁目13番地9
司法書士 永田 功二

【剣連規則第1号】

会員の入会、登録、会費等に関する規則（定款第3章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第6条、第8条及び第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）会員の入会、登録、会費等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 剣連は、愛媛県内の剣道・居合道・杖道（以下「剣道」という。）の修練・愛好者及びこれらの者で構成する団体（以下「会員」という。）で組織する。

（団体会員の入会手続及び基準）

第3条 定款第6条第1項の規定により、愛媛県下の地域若しくは職域又は高等学校で組織された団体で剣連に入会しようとするものは、次の書類を会長に提出しなければならない。ただし、高等学校で組織された団体（以下「高校生団体」という。）については、組織の特異性に鑑み、会員名簿の提出のみで足りる。

- (1) 加盟申込書
- (2) 団体の規約
- (3) 役員名簿等（登録確認表「登録様式6」）
- (4) 会員名簿
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 前項の団体は、構成員の総数が50人以上とする。

ただし、定数が満たない場合でも当該団体が会員増員のための努力が認められる場合は、会長の判断により入会を認めることができる。

（変更の届出）

第4条 前条の規定により入会した団体会員は、同条により提出した書類の内容に変更を生じた場合は、会長に届けなければならない。

（団体会員の責務）

第5条 団体会員（高校生団体を除く。以下「加盟団体」という。）は、規約等の中に支部団体の加入等に関する規定を設け、支部団体の統轄を行うものとする。

2 加盟団体は、新たに支部団体を加入させる場合は、事前に会長に届け出なければならない。

(退会)

第6条 加盟団体及び一般会員が定款第9条に規定により退会しようとすることは、理由を付して退会届（登録様式4）を会長に提出しなければならない。

(処分)

第7条 会長は、会員又は役員が次のいずれかに該当するに至った場合は、定款第11条第1項の規定に基づく除名のほか、謹慎、厳重注意又は注意の処分を行うことができる。

- (1) 定款又は規則に違反したとき。
- (2) 剣連の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他処分すべき正当な事由があるとき。

2 前項の謹慎処分は、期間を定めて行うものとする。

(代議員の選出基準)

第8条 代議員候補者の選出基準（人数）は、各加盟団体から1名とする。

- 2 前項の代議員候補者は、加盟団体に所属する会員から選出しなければならない。
- 3 代議員は、理事と兼任することを妨げない。

(代議員の選任及び解任)

第9条 定款第6条第1項の規定により、代議員は、前条の候補者のうちから、理事会の承認を経て会長が選任する。

- 2 代議員の解任に際し、会長は、必要に応じて総会又は理事会の意見を聴き、決議をとることができる。

(会員登録の種類)

第10条 剣連の会員登録の種類は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 加盟団体及び高校生団体
- (2) 一般会員 一級以上で入会手続を行った者
- (3) 名誉会員 功労賞を受賞した者又は功労賞受賞に値する業績を残した故人
- (4) かっこ会員 正規登録以外の支部団体に登録した会員

(一般会員登録手続)

第 11 条 会員登録は、毎年度行うものとし、別に定める期日までに、加盟団体等を通じて、剣連に入会金（新規会員に限る。）及び年会費（団体年会費及び個人年会費）を納入するとともに、会長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 新規会員登録申込書（登録様式 1）

(2) 入会金及び年会費の振込票の写し

2 新たに加盟団体等に加入した者については、前項の新規会員登録申込書（登録様式 1）の提出をもって定款第 6 条第 2 項の入会申込があつたものとみなす。

3 登録に当たっての手續等は、別表に定めるとおりとする。

(退会届提出免除の特例)

第 12 条 小学生、中学生、高校生及び大学生が卒業に当たり退会届の提出が煩雑になることを考慮して、卒業と同時に第 6 条の退会届の提出がなくとも、退会したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、卒業年度の翌年度において加盟団体等への登録が確認できた者は、継続的に剣連に登録しているものと認め、入会金の支払いは要しない。

(再入会)

第 13 条 定款第 9 条又は第 10 条第 1 項の規定により退会又は会員資格を喪失した者に対し、会長は、本人又は加盟団体等の長の申立により、理由があると認めるときは、退会者の再入会を認めることができる。

(登録時の留意点)

第 14 条 登録時に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 高校生については、登録をしていない場合、剣連行事に参加できない場合があること。
- (2) 入会（登録）は、隨時受け付けること。
- (3) 高校生団体は、登録者 1 名でも団体登録が必要であること。
- (4) かっこ会員の個人年会費は、不要であること。

(入会及び再入会)

第 15 条 剣連に第 10 条第 2 号の一般会員として入会及び再入会しようとす る者は、その際に、加盟団体等を経由して入会金 1,500 円を納入しなけれ

ばならない。

(会費)

第 16 条 剣連に加盟が承認された一般会員及び団体会員は、定款第 8 条第 1 項の規定に基づき、加盟団体等を経由して、会員登録と同時に次に定める会費を毎年度納入するものとする。

(1) 一般会員の年会費

【区 分】	【料 金】	【県スポーツ協会登録費】
中学生以下	500円	含まない
高校生	1,000円	150 円含む。
大学生	1,000円	150 円含む。
【一般 70 歳未満】		
一級、初段、二段	2,000円	450 円含む。
三段、四段、五段	4,000円	450 円含む。
六段、七段、八段	6,000円	450 円含む。
【一般 70 歳以上】		
一級、初段、二段	1,000円	450 円含む。
三段、四段、五段	2,000円	450 円含む。
六段、七段、八段	3,000円	450 円含む。

注：会員の年齢は、当該年度4月1日時点のものとする。

(2) 団体年会費（会員数比例制）

NO	加盟団体会員数	年会費
1	100 人以下	25,000 円
2	101 人～200 人	30,000 円
3	201 人～300 人	35,000 円
4	301 人～400 人	45,000 円
5	401 人以上	50,000 円

(3) 高校生団体年会費

高校生団体（男女別）	9,150 円
------------	---------

(4) 名誉会員年会費

名誉会員	会費納入不要
------	--------

(大会参加料)

第17条 剣連の主催大会に参加するチーム・個人は、次に定める参加料を納入するものとする。

(1) 団体戦出場 1 チーム (5人制) につき	5,500円 (消費税込み)
団体戦出場 1 チーム (3人制) につき	3,300円 (消費税込み)
(2) 個人戦出場 1 名につき	1,100円 (消費税込み)

(講習会参加料等)

第18条 剣連が主催する講習会（次項及び第3項に規定する講習会を除く。）に参加する一般会員は、参加料 1,100円 (消費税込み) を納入しなければならない。

- 2 剣連が主催する日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会（次項に規定する講習会を除く。）に参加する一般会員は、参加料 3,300 円 (消費税込み) を納入しなければならない。
- 3 剑連が主催する称号（錬士・教士）推薦のための日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会に参加する一般会員は、参加料 3,300 円 (消費税込み) を納入しなければならない。

(事業振興費)

第19条 剣連主催の審査会に参加する一般会員は、新たな段位又は称号の取得時に、事業振興費 4,000 円を納入しなければならない。

(準会員)

第20条 定款第5条各号に掲げる会員に準じるものとして、加盟団体に所属する個人であって同条第2号に該当しないもの（2級以下の者）を剣連の準会員とする。

- 2 剣連は、準会員の剣道技術の向上、健全な心身の育成等を図るため、各種大会、講習会、錬成会等を開催するとともに、加盟団体を支援するものとする。
- 3 その他準会員に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、会員等に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に剣連の会員である団体会員は、第3条の例により同条第1項第2号から第5号までに掲げる書類を速やかに会長に提出しなければならない。

別表（第11条関係） 登録手続等

1 一般会員（高校生を除く。）個人登録

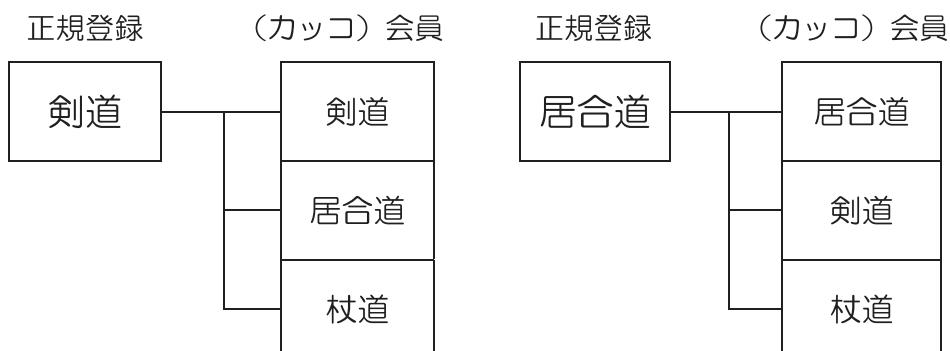
	必要な手續	提出様式等
(1)	毎年度当初に会員登録の方法と会費の納入について、加盟団体に通知する。	・加盟団体宛て文書（通知様式1）
(2)	加盟団体事務局は、各剣道会及び学校等（高校を除く。）に通知し、各剣道会及び学校等は以下(3)から(7)の書類を作成する。	
(3)	今年度初めて会員登録をする者の新規会員登録申込書を作成する。	・新規会員登録申込書（登録様式1）
(4)	各剣道会及び学校等（高校を除く。）は、会員登録集計表を作成する。	・会員登録集計表（登録様式2）（剣道会／学校用）
(5)	（カッコ）会員（※注）の申請がある場合は、（カッコ）会員登録申請書を作成する。	・（カッコ）会員登録申請書（登録様式3）
(6)	登録者が、退会又は所属を変更する場合は、退会届又は所属変更届を作成する。 ※大学生、高校生、中学生の最終学年は、一部例外あり	・退会届（登録様式4） ・所属変更届（登録様式5）
(7)	登録をしない者（退会者）については、前年度会員名簿に赤線で削除したものを作成する。	・前年度会員名簿
(8)	各剣道会及び学校等（高校を除く。）は、上記(3)から(7)までの書類を加盟団体事務局に提出する。	
(9)	加盟団体事務局は、(8)で各剣道会及	・(8)で提出された書類

	<p>び学校等から提出された書類に加え、会員登録集計表（加盟団体用）及び登録確認票を作成し、会費等の振込票の写しとともに剣連に提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録集計表（登録様式6）（加盟団体用） ・登録確認表（登録様式7） ・振込票の写し
--	--	--

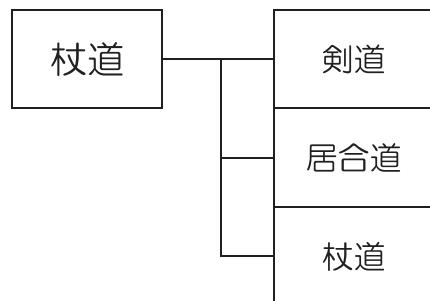
※注 (カッコ) 会員について

- ①正規登録は、1支部団体とする。
- ②正規登録の「道」内においては、別の支部団体1箇所のみ(カッコ)会員の登録ができる。
- ③正規登録の「道」以外の「道」は2道であってもそれぞれ別の支部団体1か所のみ、(カッコ)会員の登録ができる。
- ④(カッコ)会員登録は最大3支部団体まで認められる。
- ⑤(カッコ)会員登録申請書（登録様式3）は、正規登録団体の承認を得た上で、(カッコ)書き団体から加盟団体事務局に提出すること。

(カッコ) 会員の登録例



※同一の『道』は1か所のみ



2 高校生個人登録

	必要な手續	提出様式等
(1)	毎年度当初に会員登録の方法と会費の納入について、各高校に通知する。	・高校宛て文書（通知様式2）
(2)	各高校は、当年度登録するすべての生徒を会員登録申込書に記載する。	・会員登録申込書（登録様式9）

	※無級の生徒も全員登録すること。(高体連特別措置)	
(3)	前年度までの登録者が、退会する場合は、退会届を作成する。	・退会届（登録様式4）
(4)	無級の生徒が1級を取得したときは、入会金1,500円を徴収する。	
(5)	県外から入学した場合など、前年度に県連に登録をしていなかった1級以上の生徒が登録する場合は、入会金1,500円を納入する。	
(6)	各高校は、(2)、(3)で作成した書類に加え、登録納入金集計表を作成し、会費等の振込票の写しとともに剣連に提出する。	・(2)、(3)で作成した書類 ・高校会員登録納入金額集計表（登録様式10） ・振込票の写し

【剣連規則第2号】

役員の選任、報酬等に関する規則（定款第3章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）

第26条第3項、第30条及び第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟の役員の選任、報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員の選任）

第2条 定款第24条の規定によりこの法人に置く役員は、次の表のとおりとする。

役職	人數	選出方法	適要
会長	1名	理事会に諮り総会にて選任する。	
筆頭副会長	1名	理事会に諮り総会にて選任する。	
副会長	3名	地区理事会にて選出し理事会に諮り総会で選任する。	各地区1名
専務理事	1名	理事会に諮り総会にて選任する。	

理 事	30名以内	加盟団体にて選出し理事会に諮り総会にて選任する。	監事との兼務は認めない。
	上記理事枠に加えて女性3名	地区理事会にて選出し理事会に諮り総会で選任する。	各地区1名
監 事	3名	地区理事会にて選出し理事会に諮り総会で選任する。	理事及び代議員との兼務は認めない。

2 加盟団体から選任する理事の内訳は、次に定めるとおりとする。

- (1) 東予地区（宇摩剣道連盟、新居浜市剣道連盟、西条市剣道連盟及び今治地区剣道連盟） 各1名（ただし、西条市剣道連盟は2名）
- (2) 中予地区（東温市剣道会、松山市剣道連盟、上浮穴剣道会及び伊予地区剣道連合会） 各1名（ただし、松山市剣道連盟は3名）
- (3) 南予地区（大洲喜多剣道連合会、八幡浜剣道会、西予市剣道連盟、宇和島地区剣道連合会及び南宇和剣道会） 各1名
- (4) 県単位（愛媛県警察、愛媛県学校剣道連盟、愛媛県矯正職員剣道連合会、愛媛県杖道部会及び愛媛県居合道部会） 各1名

3 前2項の規定にかかわらず、三役（会長、副会長及び専務理事）が加盟団体の理事である場合は、当該加盟団体から三役に加え別に理事を選任するものとする。

4 理事の追加が必要と認められた場合は、会長の推薦（会員以外も可とする。）により理事会に諮り総会で選出することができる。ただし、議決権は認めない。

5 監事は、3名以内とし、原則、東予、中予及び南予から各1名を選任する。

（役員の職務及び権限）

第3条 役員の職務及び権限は、定款第26条及び第27条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長は、定款第26条第2項の職務を行い、及び権限を有する。
- (2) 筆頭副会長は、副会長の意見をまとめ、会長に報告するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代理する。